

茨城県知事指定講習

令和7年度 第2回「建築士事務所の経営者ならびに管理建築士向け講習・研修会」開催要項

この講習会は、茨城県告示第1455号の「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱」により、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、茨城県知事の指定を受けた「建築士を対象とする講習会」です。受講者には、受講証明書を発行すると共に、茨城県知事に報告することとなっております。この機会に是非、茨城県知事指定の「建築士事務所の管理講習会」を受講されますよう、ご案内申し上げます。

1. 目的 管理建築士の資質の向上を図り、もって建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
2. 日時 令和8年1月29日（木）10時00分～16時55分
（受付9時30分から）
3. 会場 茨城県建設技術研修センター 水戸市青柳町4193
4. 主催 （一社）日本建築士事務所協会連合会 （一社）茨城県建築士事務所協会
5. 後援 （一社）茨城県建築士会

6. 受講対象者

- （1）令和8年1月29日から令和9年1月28日までの間に、更新申請をする建築士事務所の管理建築士及び開設者。（開設者の受講は任意です）
- （2）令和8年1月28日までに、建築士事務所登録申請又は更新申請をした建築士事務所の管理建築士で、同申請の際知事あてに誓約書を提出した者。

※事務所登録の際にこの講習もしくは「建築士会技術講習会」の受講が必要です。

7. 時間割・講習科目・講師

時 間 割	講習科目	講 師
10:00～10:05	あいさつ・説明	(一社)茨城県建築士事務所協会
10:05～10:55	建築士事務所の責務と業務	結設計事務所 所 長 小谷野 栄次 氏
11:00～12:05	これからの建築士事務所経営 建築士事務所の業務の新しい動向①	美和建築研究室 所 長 美和健一郎氏
12:05～13:00	昼 食	
13:00～14:05	建築士事務所の業務の新しい動向②	(株)山田守建築事務所 代表取締役 宮原浩輔 氏
14:15～15:30	トラブル対応とリスク管理	水口・野村法律事務所 弁 護 士 水口 二良氏
15:35～16:05	建築士事務所賠償責任保険	(有)日事連サービス 専務取締役 辻 哲朗 氏
16:10～16:50	建築士事務所の運営管理に関する 法令事項	茨城県土木部都市局建築指 導課 担当職員
16:50～16:55	受講証明書交付	

8. 受講料（税込・テキスト代含む）

一般 15,000円（消費税10% 1,363円）

会員 12,000円（消費税10% 1,090円）

（事務所協会会員の差額は協会補助）

9. 申込み方法

別紙の受講申込書に所要事項をご記入のうえ、下記口座へ振込もしくは受講料を添えて、令和8年1月14日（水）（必着）までに下記あて現金書留等で送るか、事務局までご持参願います。申込書と入金を確認し次第、受講券ハガキをお渡し（送付）いたします。

※当日の受付は致しません。

送付先：（一社）茨城県建築士事務所協会

〒310-0852 水戸市笠原町 978-30 建築会館 2 階

TEL 029-305-7771 FAX 029-305-7791

振込先：常陽銀行 本店営業部

普通預金 №9014908

振込口座名 ジャイバラケンケンチカシムシヨキョウカイ

※振込手数料は御負担願います。

10. その他

- （1）会場の都合で申込み者 **150名** に達し次第締め切らせていただきます。
- （2）ご入金いただいた受講料等は返還いたしません。
- （3）受講料入金後に受講券を発行いたします。受講券のない方は、受講できません。
- （4）受講証明書は講習終了時にお渡しします。

※昼食は、朝のうちに業者が注文をとり午前の講義終了時に届きます。

又はお弁当をご持参ください。

建築士事務所の管理講習会受講申込書 No.

(フリガナ)		
受講者氏名		
生年月日	昭・平 年 月 日	
管理建築士	1. 管理建築士 2. 非管理建築士	
開設者	1. 開設者である 2. 開設者でない	
事務所名		
事務所所在地	〒	
TEL/FAX	TEL	FAX
建築士 登録番号	一級 二級 木造 第 号	
建築士事務所 登録番号	第 A ・ B ・ C 号 () 新規	
(一社) 茨城県建築士事務所協会の 会 員 非会員 (いずれかを○で囲む)		
入金手段	現金持参 ・ 銀行振込 ・ 現金書留	
※現金持参の方は事務局窓口までお越しください。 講習当日にお支払いいただくものではございません。		
振込の場合	振込日： 月 日 ()	振込名義人：
建築士事務所登録年月日 (現在有効のもの) 令和 年 月 日		

※受講証明書を発行いたしますので、かい書ではっきりともれなく記入してください。